

岩倉市公共下水道処理開始区域外の流入に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共下水道処理開始区域外からの汚水の流入許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可の範囲)

第2条 市長は、公共下水道処理開始区域外にある建築物が次の各号のいずれかに該当する場合は、公共下水道処理開始区域外から公共下水道への汚水の流入を許可することができる。ただし、公共下水道の能力及び機能に支障があると認められる場合は、この限りではない。

- (1) 愛知県流域下水道維持管理要綱（平成10年4月1日施行。以下「県要綱」という。）第6条の規定により通知を受けた処理開始区域（以下「処理開始区域」という。）内の建築物
- (2) 全県域汚水適正処理構想の下水道の区域（処理開始区域を除く。）内の建築物（個人住宅及び集合住宅（寮を含む。）並びに流入予定水量がこれらに準ずるもので1日当たりの排水量が50立方メートル未満のもの（以下「個人住宅等」という。）に限る。）
- (3) 全県域汚水適正処理構想の下水道の区域（処理開始区域を除く。）内の建築物（個人住宅等を除く。）であって、県要綱第9条の区域外流入の協議について承認されているもの

(許可の申請)

第3条 前条の許可を受けようとする者は、岩倉市下水道条例施行規則（平成6年岩倉市規則第3号。以下「規則」という。）第21条の規定による物件設置許可申請書のほか、次に掲げるもののうち必要なものを添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 処理区域を明示した付近の見取図
- (2) 地籍図
- (3) 排水設備平面図及び縦断面図
- (4) 誓約書（様式第1）
- (5) その他特に市長が必要とするもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物にあつては、当該各号に定める書類の提出をもって、前項の申請があつたものとみなす。

- (1) 前条第1号に該当する建築物であつて、下水道法（昭和33年法律第79

号。以下「法」という。)の規定に基づく事業計画区域(以下「事業計画区域」という。)内にあるもの(当該建築物の汚水を排除する幹線及び枝線が整備されているものに限る。)規則第4条に規定する排水設備等計画確認申請書又は岩倉市公共汚水ます等設置要綱(平成10年4月1日施行)第4条に規定する公共汚水ます等設置申請書

(2) 前条第1号に該当する建築物であって、事業計画区域内にあるもの(前号に掲げるものを除く。)公共下水道承認工事取扱要綱(平成14年10月1日施行)第2条第1項に規定する公共下水道の施設に関する工事の実施設計承認申請書

(許可条件)

第4条 市長は第2条に規定する許可をするときは、次の各号に掲げる条件を付すことができる。

- (1) 法、岩倉市下水道条例(平成6年岩倉市条例第2号。以下「条例」という。)、その他関係法令等を遵守すること。
- (2) 公共下水道への排除方式は、分流式とすること。
- (3) 排水設備を増設又は改築する場合は、事前に市長の確認を得ること。
- (4) 排水施設の計画及び施工に当たっては、市長の指示に従うこと。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(費用の負担)

第5条 公共下水道に接続する排水施設の工事費は、全て許可を受けた者(以下「申請者」という。)の負担とする。ただし、第2条第1号に該当する建築物(事業計画区域内にあるものに限る。)であって、当該建築物の汚水を排除する幹線及び枝線が整備されている場合の工事費は、市の負担とする。

(受益者負担金等の取扱い)

第6条 申請者は、汚水を排除しようとする土地(以下「対象土地」という。)について、尾張都市計画岩倉下水道事業受益者負担に関する条例(平成6年岩倉市条例第1号。以下「負担金条例」という。)第6条の規定により算出する受益者負担金に相当する額(以下「受益者負担金相当額」という。)を市長が指定する期日までに一括納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、申請者は、対象土地が負担金条例第4条に規定する負担区内にある場合は、対象土地が賦課対象区域に該当することになったときに、負担金条例第6条の規定による受益者負担金を納付するものとする。ただし、申請者が受益者負担金相当額を納付することを申し出た場合は、市長は、

受益者負担金相当額を徴収することができる。

- 3 第1項及び前項ただし書の規定により受益者負担金相当額を納付する場合において、対象土地が都市計画決定区域内にある場合には、市長は、尾張都市計画岩倉下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（平成6年岩倉市規則第2号。以下「負担金条例施行規則」という。）第7条の規定による納期前納付報奨金に相当する額を減免することができる。
- 4 市長は、申請者が負担金条例第8条第2項各号のいずれかに該当する場合は、負担金条例施行規則別表第2の基準を適用し、受益者負担金相当額を減免することができる。
- 5 第1項の場合において、対象土地が負担金条例第4条に規定する負担区内にない場合は、当該年度までに賦課された最も高い単位負担金額を適用する。
- 6 受益者負担金相当額を納付した土地については、当該土地が賦課対象区域に該当することになった場合、受益者負担金相当額を受益者負担金とみなし、受益者負担金は徴収しないものとする。

（工事の着手及び完了の届出）

第7条 申請者が工事に着手したときは着手届（様式第2）を、工事が完了したときは完了届（様式第3）を直ちに市長に提出しなければならない。

（完了検査）

第8条 完了検査は、愛知県建設局土木工事施工管理基準に基づき、出来形図書及び現地の検査により行うものとする。

（検査結果の通知）

第9条 市長は、前条に規定する検査に合格した場合は、検査合格通知書（様式第4）により申請者に検査結果を通知するものとする。

（財産の移管）

第10条 管渠等の財産については、前条に規定する検査合格後、市へ無償及び無条件で譲渡するものとし、申請者は、施設譲渡書（様式第5）を市長に提出しなければならない。

（使用料）

第11条 公共下水道の使用を開始した場合、使用者は、条例に基づき下水道使用料を納付しなければならない。

（許可の取消し等）

第12条 市長は、申請者が関係法令及び許可条件に違反したときは、許可の取消し等必要な措置を命ずることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月24日から施行する

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。